

福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）及び福岡市会計規則（昭和39年福岡市規則第20号）に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、商店街等に位置する空き店舗を活用して出店する際の新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を支援することにより、当該店舗を市民に安全に利用してもらい、コロナ禍においても開業に向けてチャレンジする事業者の支援と、商店街等の店舗構成の充実及び商店街等の組織力向上を図り、もって本市経済の発展に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

- 2 この要綱において「商店街等」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号の事業協同組合、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに福岡市中小企業振興条例取扱要綱（平成29年）第2条第1項第3号及び第4号の団体であつて、福岡市の区域内にその主たる事務所又は事業所を有するもの及びその連合体をいう。
- 3 この要綱において「空き店舗」とは、事業の用に供されていない店舗、倉庫、事務所その他の事業活動の施設をいう。
- 4 この要綱において「事業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であつて、商店街等の空き店舗を借り受けて事業活動を行う者をいう。
- 5 この要綱において「衛生消耗品」とは、マスク、消毒液、アルコール液、使い捨て手袋、ペーパータオル、フェイスシールド、ハンドソープ、石けんなど、感染症対策のため、1度の使用によって費消・汚損され、又は減耗する衛生品

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、商店街等の区域及びその周辺の地域の住民の生活に関する需要に応じた商品の販売又は役務の提供を行う店舗を出店する際の感染症対策に係る経費の支援を目的として本市の区域内で実施する次に掲げる事業とする。ただし、第2号及び第3号に係る事業のうち、工事を要する事業については、福岡市に事業所を有する工事業者により実施する場合に限る。

- (1) 衛生消耗品及びその他感染症対策に係る消耗品の購入
 - (2) エアコン、空気清浄機、検温システム等、取得した時の性質及び形状を変えることなく概ね2年以上にわたって効用を発揮する物品で、取得価額が概ね5万円以上であるもの（以下「備品」という。）の取得及び設置する事業
 - (3) 感染症対策を目的とした空き店舗の改装工事
 - (4) 感染症対策の情報を、冊子・マップ・ウェブなどを活用してPRする事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業には、補助を交付しない。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
 - (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

(4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げる費用とする。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも適合する事業者とする。なお、この補助金の交付対象者は公募により募集する。

- (1) 補助対象事業の開始に当たり、法令の規定により許認可等（法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。）を必要とする者にあつては、当該許認可等を受け、又は補助対象事業開始までに当該許認可等を受ける見込みのあること。
- (2) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないこと。
- (4) 本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- (5) 他の条例、規則、要綱等に基づき交付する補助金、交付金、助成金等であつて、補助対象経費に係るものを受けていないこと。
- (6) 当該商店街等に参加する見込みのあること。ただし、第12条第1項の規定に基づく実績報告書の提出時においては、当該商店街等に参加していること。
- (7) 開業日が令和3年2月22日以降であること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められないこと。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

- 2 前項の規定において、衛生消耗品の購入に係る補助金の額の上限は、2万円とする。
- 3 前2項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第8条 補助の対象期間は、令和3年2月22日から令和4年3月31日までとする。

- 2 第9条の補助申請者が、売買、請負その他の契約（同条第4号に掲げるものを除く。）を締結する場合、補助対象経費となる契約日、契約の履行期間及び経費の支払日は前項の期間内とする。

(補助金の交付の申請)

第9条 補助金の交付を申請する者（以下「補助申請者」という。）は、福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 福岡市商店街開業時感染対策支援事業概要書（様式第2号）
- (2) 役員名簿（様式第3号）
- (3) 団体（法人）にあつては、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (4) 建物の借受けについて当該建物の所有者と締結した契約書の写し

- (5) 空き店舗の位置図
- (6) 第4条第1項第2号及び第3号に係る改装工事を実施する場合は、改装前の状況が分かる写真等
- (7) 開業日が確認できる写真等（申請日以前に開業している場合）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助申請者は、前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（決定の通知）

第10条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知しなければならない。

2 市長は、補助金交付することが不相当と認めるときは、福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、速やかにその決定の内容を補助申請者に通知しなければならない。

3 市長は、第9条第2項ただし書により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定後において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助事業の変更）

第11条 規則第6条第1項第1号又は同項第2号に規定する承認を受けようとするときは、補助事業者は、市長に対しあらかじめ福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金実施計画変更等承認申請書（様式第6号）を提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する市長が認める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 事業計画の細部の変更であって、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさないと市長が認めるもの

(2) 当初予算において配分された経費の科目間流用を行う場合であって、当該流用の総額が交付決定額の20パーセント以内であるとき。

3 市長は、第1項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る事項を承認すべきものと認めるときは、福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金計画変更等承認通知書（様式第7号）により、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助申請者に通知しなければならない。

4 市長は、前項の承認をしたときは、第7条第1項又は第10条第1項の決定を変更することができる。

5 規則第6条第3項の規定は、第3項に規定する承認について準用する。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、事業終了後から令和4年3月31日までに、福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類及び資料を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 福岡市商店街開業時感染対策支援事業報告書（様式第9号）

(2) 補助金の対象となる経費の支払に係る領収書の写し

(3) 第4条第1項第2号及び第3号に係る改装工事を実施した場合は、改装後の状況が分かる写真等

(4) 事業開始（開店）後の状況写真

- (5) 第4条第1項第4号に係る事業を実施した場合は、作成したチラシ・ポスター等の成果物
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、第1項に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 規則第15条中「様式第6号」とあるのは、「商店街開業時感染対策支援事業交付確定通知書(様式第10号)」と読み替えるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金消費税等仕入控除税額報告書(様式第11号)により速やかに市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

- 第15条 市長は、暴排条例第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
- 2 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
- (1) 役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの
 - (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助申請者又は補助事業者に対し当該補助申請者又は補助事業者の役員の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定取消し及び返還)

- 第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。この場合は、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。
- (1) 第6条各号のいずれかに反するとき。
 - (2) 第15条第2項各号のいずれかに該当するとき。
 - (3) 関係法令を遵守しなかったとき。
 - (4) その他市長が不相当と認めたとき。

(書類の保存)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を、当該補助事業終了後5年間保管しなければならない。

(財産の管理及び運用)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)については、台帳を設け、その保管状況を明らかにしておくとともに、補助対象事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければ

ばならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第1条から第3条までに定める期間（当該期間が10年を超える場合は、10年とする。）内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金による取得財産の処分申請書（様式第12号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。この場合において、市長は、補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができるものとする。

（届出の義務）

第19条 補助事業者は、商号若しくは名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、代表者を変更し、又は業務の全部を廃止することとなった場合は速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく補助金に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年2月22日から施行する。

（この補助金の失効）

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	備 考
1 事務費	衛生消耗品及びその他感染症対策に係る消耗品、振込手数料等
2 広告宣伝費	感染症対策に係る広告物（ポスター、チラシ、冊子）等の印刷・製作費、新聞折り込み料等
3 委託料	感染症対策にあたって、専門的知見を有する者の責任においてその一切を実施させた方がより効果的なものの委託に要する経費（冊子等のデザイン）
4 工事請負費	感染症対策に係る空き店舗の内装及び設備の設置及び除去に要する経費
5 備品購入費	感染症対策に係る空気清浄機、サーモカメラ等、取得した時の性質及び形状を変えことなく比較的長期（おおむね2年以上）にわたって効用を発揮し、取得価額がおおむね5万円以上であるもの（以下「備品」という。）の購入費
6 その他	前各号に掲げるもののほか、感染症対策において市長が特に必要と認める経費

令和 年 月 日

（あて先）福岡市長

（申請者） 千

住 所

（団 体 名）

代表者名

電話番号

令和 年度 福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金交付申請書

福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金の交付を受けたいので、福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請金額 円

2 添付書類

- (1) 福岡市商店街開業時感染対策支援事業概要書（様式第2号）
- (2) 会員名簿及び役員名簿（様式第3号）
- (3) 団体（法人）の場合にあつては、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (4) 建物の借受けについて当該建物の所有者と締結した契約書の写し
- (5) 空き店舗の位置図
- (6) 第4条第1項第2号及び第3号にかかる改装工事を実施する場合は、改装前の状況が分かる写真等
- (7) 開業日が確認できる写真等（申請日以前に開業している場合）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

本件申請にあたり、「市税に係る徴収金に滞納がないこと」の確認に当たり税務担当課に照会されること及び市に提出した個人情報について市がこの補助金からの暴力団排除のための福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

※仕入れに係る消費税等相当額を減額する場合は、「補助金交付申請金額」について消費税抜きの金額を記載すること。

福岡市商店街開業時感染対策事業概要書

1 申請者概要

住所 ※法人は所在地	〒 福岡市 区 丁目
(ふりがな) 氏名 ※法人は代表者名	
連絡先	

2 空き店舗概要

所在地	〒 福岡市 区 丁目
店舗面積	

3 補助事業概要

事業内容	
------	--

様式第2号（第9条関係）

4 経費配分

対象経費区分		総事業費	補助対象経費	備考 (各費目の積算明細等)
費目	主な内容（※抜粋）			
事務費	感染症対策に係る印刷 消耗品費、振込手数料 等			
広告宣伝費	感染症対策に係る広告 物（ポスター、チラシ） 等の印刷・製作費 新聞 折り込み料 等			
委託料	感染症対策にあたって 事業の運営、事業効果の 分析等専門的知見を有 する者の委託に要する 経費			
工事請負費	感染症対策に係る空き 店舗の内装及び設備の 設置及び除去に要する 経費			
備品購入費	感染症対策に係る空気 清浄機、サーモカメラ 等の備品の購入に要す る経費			
その他	前各号に掲げるものの ほか、感染症対策におい て市長が特に必要と認 める経費			
補助対象外経費				
合 計				

※仕入れに係る消費税等相当額を減額する場合は、「総事業費」に消費税込みの金額を記載するとともに、当該金額の下に()書きにて消費税額を記載し、「補助対象経費」については消費税抜きの金額を記載すること。

5 開業事業概要

事業内容等	
事業開始予定日	令和 年 月 日
営業日・時間	
商店街加入 見込確認	申請者については、令和 年 月 日に、当商店街に 加入予定・加入済です。 商店街名： 代表者名：

様

福岡市長 高島 宗一郎
(経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課)

令和 年度 福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金の交付については、福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金要綱第10条第3項の規定により決定したので通知します。

1. 補助金の内示額 円
2. 補助金交付の時期
3. 補助条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
 - (4) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、要綱の定めるところにより、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額を減額することになる。
 - (5) その他福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金交付要綱及び福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

様式第5号（第10条関係）

経産第 号
令和 年 月 日

様

福岡市長 高島 宗一郎
(経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課)

令和 年度 福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付をもって申請のあった福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金については、要件審査の上、交付しないこととしたので、福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金交付要綱第10条第4項の規定により通知します。

補助金を交付しない理由

令和 年 月 日

（あて先）福岡市長

（申請者） 千

住 所

（団体名）

代表者名

電話番号

令和 年度 福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金実施計画変更等承認申請書

令和 年 月 日付、経産第 号で交付決定通知のあった標記補助金の交付決定内容について、福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 補助金の額	変更前	円
	変更後	円

(2) 事業の内容 別紙1「変更事業計画書」のとおり

(3) 事業の経費配分 別紙2「変更経費配分書」のとおり

変更事業計画書

(変更前) 【変更する項目を全て記載してください。】

①

②

③

④

⑤

(変更後) 【変更内容を出来る限り具体的に記載してください。】

①

②

③

④

⑤

変更経費配分書

(単位:円)

対象経費区分	総事業費		補助対象経費		説明 (変更理由)
	変更前	変更後	変更前	変更後	
事務費					
広告宣伝費					
委託料					
工事請負費					
備品購入費					
その他					
補助対象外経費			/	/	
合計					

※仕入れに係る消費税等相当額を減額する場合は、「総事業費」に消費税込みの金額を記載するとともに、当該金額の下に()書きにて消費税額を記載し、「補助対象経費」については消費税抜きの金額を記載すること。

様

福岡市長 高島 宗一郎
(経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課)

令和 年度 福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金実施計画変更等承認通知書

令和 年 月 日をもって申請のあった福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金の事業計画の（変更・中止・廃止）については、承認することとしたので福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により通知します。

1. 補助金の内示額 円
2. 補助金交付の時期
3. 承認条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をずる場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
 - (4) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、要綱の定めるところにより、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額を減額することになる。
 - (5) その他福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金交付要綱及び福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

令和 年 月 日

（あて先）福岡市長

（申請者） 千

住 所

（団 体 名）

代表者名

電話番号

令和 年度 福岡市商店街開業時感染対策支援事業実績報告書

令和 年 月 日付、経産第 号で交付決定通知のあった標記の補助事業を完了しましたので、福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、その実績について、関係書類を添え報告します。

関係書類

- (1) 福岡市商店街開業時感染対策支援事業報告書（様式第9号）
- (2) 補助金の交付対象となる経費の支払に係る領収書の写し
- (3) 第4条第1項第2号及び第3号にかかる改装工事を実施した場合は、改装後の状況が分かる写真等
- (4) 事業開始（開店）後の状況写真
- (5) 第4条第1項第4号にかかる事業を実施した場合は、作成したチラシ、ポスター等の成果物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

福岡市商店街開業時感染対策支援事業報告書

1 実施した補助事業

実施内容	
------	--

2 支出表

対象経費区分		総事業費	補助対象経費	備考 (各費目の積算明細等)
費目	主な内容 (※抜粋)			
事務費	感染症対策に係る印刷消耗品費、振込手数料等			
広告宣伝費	感染症対策に係る広告物 (ポスター, チラシ) 等の印刷・製作費 新聞折り込み料 等			
委託料	感染症対策にあたって、事業の運営、事業効果の分析等専門的知見を有する者の委託に要する経費			
工事請負費	感染症対策に係る空き店舗の内装及び設備の設置及び除去に要する経費			
備品購入費	感染症対策に係る空気清浄機、サーモカメラ等の備品の購入に要する経費			
その他	前各号に掲げるもののほか、感染症対策において市長が特に必要と認める経費			
補助対象外経費			/	
合 計				

※仕入れに係る消費税等相当額を減額する場合は、「総事業費」に消費税込みの金額を記載するとともに、当該金額の下に()書きにて消費税額を記載し、「補助対象経費」については消費税抜きの金額を記載すること。
 なお、実績報告時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。

様式第9号 (第12条関係)

3 開業状況

事業開始日	令和 年 月 日
商店街加入 確認	申請者については、令和 年 月 日に、当商店街に 加入しました。 商店街名： 代表者名：

様式第 10 号 (第 13 条関係)

経産第 号
令和 年 月 日

様

福岡市長 高島 宗一郎
(経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課)

令和 年度 福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付の福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金実績報告書により
令和 年度商店街開業時感染対策支援事業補助金を下記のとおり確定したので通知します。

1 補助確定金額

2 補助条件

その他福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金交付要綱及び福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

令和 年 月 日

福岡市長様

団体の所在地 〒

団体名
代表者氏名

令和 年度 福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付、経産第 号をもって、交付決定通知のあった、標記の補助金交付対象事業について、福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金第 14 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり報告いたします。

記

- 1 補助事業者の名称
- 2 交付金額（市長が交付確定通知書により通知した額） 円
- 3 補助金の確定時における仕入れに係る消費税等相当額 円
- 4 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円
- 5 補助金返還相当額（4 - 3） 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

所 在 地

(法人名・会社名・屋号等)

名 称

フリガナ

代表者名

(電話番号)

福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金による取得財産の処分申請書

令和 年 月 日付経産第 号により補助金の交付決定を受けました事業により取得した財産について、下記のとおり処分したいので、福岡市商店街開業時感染対策支援事業補助金交付要綱第 18 条第 2 項の規定に基づき、申請します。

なお、処分の結果、収入が発生し、その収入の全部又は一部に相当する金額を市から請求された場合には、当該金額を期限内にすみやかに返還することを約束いたします。

記

1. 処分財産について

① 名 称	
② 取得年月日	令和 年 月 日
③ 取得単価	
④ 処分する数量	
⑤ 処分金額 (③×④)	
⑥ 処分する理由、方法等 (詳細に記入すること。)	

2. その他

第 18 条第 1 項の台帳の写しを添付すること。